

令和7年12月定例会 教育長報告

◆ 12月の主な活動

- 7日 メタバース クラフトスクール（静岡労政会館）〔教育長〕
- 9日 「たのしいそろばん」贈呈式（清水庁舎）〔教育長〕
 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 17日 第4回県立高等学校の在り方に係る地域協議会（県庁）〔教育長〕
 優秀教職員表彰式（ふれあいホール）〔教育長〕
- 19日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 23日 教育長定例記者会見（静岡庁舎）〔教育長〕
 第2回総合教育会議（静岡庁舎）〔教育長・委員〕

◆ 1月の主な活動

- 20日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 21日 静岡市立の高等学校の在り方検討委員会（清水庁舎）〔教育長〕
- 27日 指定都市教育委員会協議会（オンライン会議）〔教育長〕
- 30日 静岡市食育推進委員会（清水庁舎）〔教育長〕

①～③

令和7年12月19日
教 職 員 課

教育委員会規則の一部改正について

1 改正内容

【議案第20号】静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について（小学校、中学校及び高等学校に係る義務教育等教員特別手当）

教育公務員特例法及び同法施行規則の改正の趣旨を踏まえ、次のとおり改正を行う。

①学校業務に係る校務類型を規定

ア 学級（小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）を担当する業務

イ アに掲げる以外の校務

② 手当額の見直し及び学級担任への加算

ア 手当額を現行の2/3に見直す

イ 学級担任に月額3,000円の加算措置を新設

【議案第21号】静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について（小学校及び中学校に係る特殊勤務手当）

給特法等の一部改正を踏まえ、国通知（令和7年8月12日付け）により、令和8年1月1日から義務教育費国庫負担金の算定方法が見直し等されたことに伴い、次のとおり改正を行う。

①多学年学級担任手当の廃止

議案第20号②イの学級担任への加算措置を踏まえ廃止する。

②特殊業務手当の支給要件等の変更

	週休日等における支給要件		支給上限額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
ア非常災害時の対応業務	7時間45分以上	4時間以上	8,000円	8,000円
イ負傷、疾病等の緊急業務			7,500円	8,000円
ウ緊急の補導業務				

【議案第22号】静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について（高等学校に係る特殊勤務手当）

議案第21号のうち特殊業務手当の支給要件等について同様の改正を行う。

2 施行日

令和8年1月1日

法改正等に伴う本市給与制度の見直しについて

令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正、及び教育職員の給与制度の見直しを踏まえ、次のとおり見直しを行う。

<教員の処遇の改善と見直し>

条例改正(令和7年11月議会)

①教職調整額の改善(令和8年1月施行)

現行4%を10%に引上げ(令和8年1月から令和13年1月まで毎年1%ずつ引上げ)

②管理職(校長、副校長、教頭)の本給加算(令和8年1月施行)

令和8年1月から令和13年1月まで毎年4,000円又は4,100円ずつ増額

本定例会に提案している内容

③義務教育等教員特別手当(令和8年1月施行)

校務類型(・学級(特別支援学級を除く)を担当する業務、・それ以外)に応じて支給するものと定められた。

ア 学級担任への手当加算

学級を担当する教員に月額3,000円を加算

イ 手当額の見直し

現在の手当額を2/3に見直し(全教員対象)

④多学年学級担任手当の廃止(令和8年1月施行)

学級担任への加算措置に統合

⑤特殊業務手当の見直し(令和8年1月施行)

ア 週休日等における支給要件の緩和

「7時間45分以上」を「4時間以上」に緩和

イ 支給額の見直し

児童生徒の負傷・疾病等の緊急業務、補導業務の支給額を8,000円に引上げ

令和8年度に規則改正

⑥給料の調整額の見直し(令和9年1月施行)

令和9年1月から手当額を現行の3/4に、令和10年1月以降手当額を現行の1/2に見直し

**静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正
について**

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月19日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村百見
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 法改正に伴い、本規則で定める高等学校の教育職員等の義務教育等教員特別手当の規定について、所要の改正を行う。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()		
審査・協議	第号		〔部会〕	了承	・ 一部修正	・ 継続	・ 取下げ
電子起案	未	・ 済	〔委員会〕	付議	・ 報告		

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

静岡市立の小学校、中学校及び高等学校に勤務する教育職員に支給する義務教育等教員特別手当の月額については、職務の級及び号給に応じて、本教育委員会規則で定めている。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、令和7年9月24日に静岡市人事委員会から「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「勧告」という。）がなされ、この勧告に対し速やかに所要の措置をとるよう要請があった。

勧告において、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）の一部改正（令和7年6月18日公布、令和8年1月1日施行）に伴う処遇改善についても遅滞なく進めるよう言及されている。

法の一部改正に伴い、義務教育等教員特別手当の月額及び学級を担任する業務を担う教職員の手当に加算を行うため、本規則の改正を行う必要がある。

3 制定改廃の概要

- （1）法の改正に伴い、義務教育等教員特別手当を校務類型に係る業務の困難性その他の事情に応じて必要な加算措置を講ずるため、学級を担任する業務についての規定を追加する。
（第3条、第4条関係）
- （2）（1）の加算措置の額を別表の備考に追加するとともに、義務教育等教員特別手当月額を静岡県の同手当の改正内容を参考に改定する。（別表1、2関係）
- （3）（1）の加算措置について、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって1日も勤務しない場合に支給しない規定を追加する。（第5条関係）
- （4）学級担任加算については、本給に連動する性質ではないことから、60歳超で7割措置する対象から除外する旨規定に追加した。（附則関係）

4 施行期日

令和8年1月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市職員の給与に関する条例
- (2) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

【3（3）の補足】

義務教育等教員特別手当については、給料と同様の取扱いをしているが、今回の加算措置は、校務類型における業務に対して手当を加算していることから、月の初日から末日までの期間の前日数にわたって1日も勤務せず業務を担っていない場合には加算額を支給しない。

【3（4）の補足】

また、前段の記載のとおり義務教育等教員特別手当は、給料と同様の取扱いをしているため、60歳超で7割措置する対象となっているが、今回の加算措置については、級や号給に関わらず加算措置であり性質が異なるため、7割措置の対象からは除外する。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「手当の月額は」を「次条第2号で定める校務を分掌する職員の手当の月額は」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

1 次条第1号で定める校務を分掌する教員の手当の月額は、次項の各号に定める額に、各号に対応する別表の備考2に掲げる額を加えた額とする。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（支給対象の校務）

第4条 手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

- （1）学級を担任する業務
- （2）前号に掲げるもの以外の校務

（支給しない場合）

第5条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項各号に対応する別表の備考2に掲げる額を加算しない。

- （1）外国に出張中の場合
- （2）勤務しなかった場合（静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「市職員給与条例」という。）第36条第1項に規定する場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合であって市職員給与条例第38条の規定により勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除く。）

附則第2項中「各号に掲げる額」の次に「（第3条第2項各号に対応する別表第1及び別表第2の備考2に掲げる加算額を除く。）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給					
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1～4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5～8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9～12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13～16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17～20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21～24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25～28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
	29～32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
	33～36	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
	37～40	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
	41～44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45～48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49～52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53～56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57～60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61～64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65～68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69～72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73～76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77～80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81～84	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85～88	2,800	3,800	5,000	5,300	
	89～92	2,900	3,900	5,000	5,300	

	93～96	3,000	4,000	5,000	5,300	
	97～100	3,100	4,100	5,100		
	101～104	3,100	4,200			
	105～108	3,200	4,300			
	109～112	3,200	4,400			
	113～116	3,200	4,400			
	117～120	3,300	4,500			
	121～124	3,300	4,600			
	125～128	3,300	4,700			
	129～132		4,700			
	133～136		4,700			
	137～140		4,700			
	141～144		4,700			
	145～148		4,800			
	149～152		4,900			
	153～156		4,900			
	157～160		4,900			
	161～164		5,100			
	165		5,100			
定年前再任用短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考

- この表は、第3条第2項第1号に掲げる者に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、第4条第1号で定める校務を分掌する教員の手当の月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第3条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給				

定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職	1～4	1,300	1,700	4,000	5,100
員以外の職員	5～8	1,300	1,800	4,100	5,200
	9～12	1,400	1,900	4,100	5,300
	13～16	1,500	2,000	4,200	5,400
	17～20	1,600	2,100	4,400	5,500
	21～24	1,700	2,200	4,400	5,600
	25～28	1,800	2,300	4,600	5,600
	29～32	1,900	2,400	4,700	5,600
	33～36	1,900	2,600	4,700	5,600
	37～40	2,000	2,600	4,800	5,600
	41～44	2,200	2,800	4,900	
	45～48	2,200	3,000	5,000	
	49～52	2,300	3,200	5,100	
	53～56	2,400	3,300	5,100	
	57～60	2,400	3,400	5,200	
	61～64	2,500	3,500	5,200	
	65～68	2,600	3,700	5,300	
	69～72	2,600	3,800	5,300	
	73～76	2,700	3,800		
	77～80	2,800	3,900		
	81～84	2,800	4,000		
	85～88	2,800	4,100		
	89～92	2,900	4,200		
	93～96	3,000	4,300		
	97～100	3,100	4,400		
	101～104	3,100	4,400		
	105～108	3,200	4,500		
	109～112	3,200	4,600		

	113～116	3,200	4,700		
	117～120	3,300	4,700		
	121～124	3,300	4,700		
	125～128	3,300	4,700		
	129～132	3,400	4,700		
	133～136	3,400	4,800		
	137～140	3,400	4,900		
	141～144	3,500	4,900		
	145～148	3,500	4,900		
	149～152	3,500	5,100		
	153～156	3,500	5,100		
	157	3,600			
定年前再任用 短時間勤務職 員		2,200	2,600	3,500	4,400

備考

- 1 この表は、第3条第2項第2号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、第4条第1号で定める校務を分掌する教員の手当の月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

た額とする。)とする。

- (1) (略)
- (2) (略)

(支給対象の校務)

第4条 手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

- (1) 学級を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

(支給しない場合)

第5条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項各号に対応する別表の備考2に掲げる額を加算しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合(静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号。以下「市職員給与条例」という。)第36条第1項に規定する場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病により、勤務しなかった場合で市職員給与条例第38条の規定により勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除く。)

第6条 (略)

第7条 (略)

附則

1 (略)

2 教育職員給与条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例

附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適

用については、当分の間、同条中「各号に掲げる額」とあるのは、

た額とする。)とする。

- (1) (略)
- (2) (略)

(支給対象の校務)

第4条 手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

- (1) 学級を担任する業務
- (2) 前号に掲げるもの以外の校務

(支給しない場合)

第5条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項各号に対応する別表の備考2に掲げる額を加算しない。

(1) 外国に出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合(静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号。以下「市職員給与条例」という。)第36条第1項に規定する場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病により、勤務しなかった場合で市職員給与条例第38条の規定により勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除く。)

第6条 (略)

第7条 (略)

附則

1 (略)

2 教育職員給与条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例

附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適

用については、当分の間、同条中「各号に掲げる額」とあるのは、

「各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1（第3条関係）

【別記1 参照】

別表第2（第3条関係）

【別記2 参照】

新設

ける加算額を除く。）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1（第3条関係）

【別記1 参照】

別表第2（第3条関係）

【別記2 参照】

附 則

（施行期日）

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

【別記1】

現行

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1～4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5～8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9～12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13～16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17～20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21～24	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25～28	2,600	2,900	5,300	5,900	8,000
	29～32	2,700	3,000	5,400	6,000	8,000
	33～36	2,800	3,200	5,600	6,100	8,000
	37～40	2,900	3,300	5,700	6,300	8,000
	41～44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45～48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49～52	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53～56	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57～60	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61～64	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65～68	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69～72	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73～76	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77～80	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81～84	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85～88	4,100	5,500	7,200	7,600	
	89～92	4,200	5,600	7,200	7,700	
	93～96	4,300	5,800	7,200	7,700	
	97～100	4,400	5,900	7,300		

101～104	4,400	6,100			
105～108	4,500	6,200			
109～112	4,500	6,300			
113～116	4,600	6,400			
117～120	4,700	6,500			
121～124	4,700	6,600			
125～128	4,800	6,700			
129～132		6,800			
133～136		6,900			
137～140		6,900			
141～144		6,900			
145～148		7,100			
149～152		7,100			
153～156		7,200			
157～160		7,300			
161～164		7,300			
165		7,400			
定年前再任用短時間勤務職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

改正案

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1～4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5～8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9～12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13～16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17～20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21～24	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600

25~28	1,800	2,000	3,700	4,100	5,600
29~32	1,900	2,100	3,800	4,100	5,600
33~36	1,900	2,200	3,900	4,200	5,600
37~40	2,000	2,300	4,000	4,400	5,600
41~44	2,200	2,400	4,000	4,400	
45~48	2,200	2,600	4,100	4,600	
49~52	2,300	2,600	4,200	4,700	
53~56	2,400	2,800	4,400	4,700	
57~60	2,400	3,000	4,400	4,800	
61~64	2,500	3,200	4,500	4,900	
65~68	2,600	3,300	4,700	5,000	
69~72	2,600	3,400	4,700	5,100	
73~76	2,700	3,500	4,700	5,100	
77~80	2,800	3,700	4,700	5,200	
81~84	2,800	3,800	4,800	5,200	
85~88	2,800	3,800	5,000	5,300	
89~92	2,900	3,900	5,000	5,300	
93~96	3,000	4,000	5,000	5,300	
97~100	3,100	4,100	5,100		
101~104	3,100	4,200			
105~108	3,200	4,300			
109~112	3,200	4,400			
113~116	3,200	4,400			
117~120	3,300	4,500			
121~124	3,300	4,600			
125~128	3,300	4,700			
129~132		4,700			
133~136		4,700			
137~140		4,700			
141~144		4,700			
145~148		4,800			

	149～152		4,900			
	153～156		4,900			
	157～160		4,900			
	161～164		5,100			
	165		5,100			
定年前再任用 短時間勤務職員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

備考

1 この表は、第3条第2項第1号に掲げる者に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、第4条第1号で定める校務を分掌する教員の
手当の月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

【別記2】

現行

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1～4	2,000	2,500	5,700	7,400
	5～8	2,000	2,600	5,900	7,500
	9～12	2,100	2,800	6,000	7,600
	13～16	2,200	2,900	6,100	7,700
	17～20	2,300	3,000	6,300	7,900
	21～24	2,400	3,200	6,400	8,000
	25～28	2,600	3,300	6,600	8,000
	29～32	2,700	3,500	6,800	8,000
	33～36	2,800	3,700	6,900	8,000
	37～40	2,900	3,800	7,000	8,000
	41～44	3,100	4,100	7,100	
	45～48	3,200	4,300	7,200	
	49～52	3,300	4,500	7,300	

53～56	3,400	4,800	7,400	
57～60	3,500	4,900	7,500	
61～64	3,600	5,100	7,500	
65～68	3,700	5,300	7,600	
69～72	3,800	5,400	7,700	
73～76	3,900	5,500		
77～80	4,000	5,600		
81～84	4,100	5,800		
85～88	4,100	5,900		
89～92	4,200	6,100		
93～96	4,300	6,200		
97～100	4,400	6,300		
101～104	4,400	6,400		
105～108	4,500	6,500		
109～112	4,500	6,600		
113～116	4,600	6,700		
117～120	4,700	6,800		
121～124	4,700	6,900		
125～128	4,800	6,900		
129～132	4,900	6,900		
133～136	4,900	7,100		
137～140	4,900	7,100		
141～144	5,000	7,200		
145～148	5,100	7,300		
149～152	5,100	7,300		
153～156	5,100	7,400		
157	5,200			
定年前再任用 短時間勤務職 員	3,200	3,800	5,100	6,400

改正案

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
定年前再任用					
短時間勤務職	1～4	1,300	1,700	4,000	5,100
員以外の職員	5～8	1,300	1,800	4,100	5,200
	9～12	1,400	1,900	4,100	5,300
	13～16	1,500	2,000	4,200	5,400
	17～20	1,600	2,100	4,400	5,500
	21～24	1,700	2,200	4,400	5,600
	25～28	1,800	2,300	4,600	5,600
	29～32	1,900	2,400	4,700	5,600
	33～36	1,900	2,600	4,700	5,600
	37～40	2,000	2,600	4,800	5,600
	41～44	2,200	2,800	4,900	
	45～48	2,200	3,000	5,000	
	49～52	2,300	3,200	5,100	
	53～56	2,400	3,300	5,100	
	57～60	2,400	3,400	5,200	
	61～64	2,500	3,500	5,200	
	65～68	2,600	3,700	5,300	
	69～72	2,600	3,800	5,300	
	73～76	2,700	3,800		
	77～80	2,800	3,900		
	81～84	2,800	4,000		
	85～88	2,800	4,100		
	89～92	2,900	4,200		
	93～96	3,000	4,300		
	97～100	3,100	4,400		
	101～104	3,100	4,400		
	105～108	3,200	4,500		

	109～112	3,200	4,600		
	113～116	3,200	4,700		
	117～120	3,300	4,700		
	121～124	3,300	4,700		
	125～128	3,300	4,700		
	129～132	3,400	4,700		
	133～136	3,400	4,800		
	137～140	3,400	4,900		
	141～144	3,500	4,900		
	145～148	3,500	4,900		
	149～152	3,500	5,100		
	153～156	3,500	5,100		
	157	3,600			
定年前再任用 短時間勤務職 員		2,200	2,600	3,500	4,400

備考

1 この表は、第3条第2項第2号に掲げる者に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、第4条第1号で定める校務を分掌する教員の
手当の月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。

**静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
について**

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出

静岡市教育委員会
教育長 中 村 百 見
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 法改正を踏まえ、本規則で定める小学校及び中学校の教育職員等の特殊勤務手当の規定について、所要の改正を行う。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

本規則において、静岡市立の小学校及び中学校に勤務する教育職員に支給する特殊勤務手当の額を定めている。

当該手当は、国から支給される義務教育費国庫負担金をもとに支給しており、支給要件については、国が定める当該負担金の算定方法に準拠している。

国通知（令和7年8月12日付け）により、教師に優れた人材を確保するため、教職がより魅力ある職となるよう教職の重要性を踏まえつつ、職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図ることが重要であることを鑑み、令和8年1月1日から当該負担金の算定方法が見直されたため、本規則においても所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- (1) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第7条第2項第1号に係る特殊業務手当の支給額を8,000円に引き上げる。（別表関係）
- (2) 多学年学級担当手当を廃止する。（別表関係）
- (3) 週休日等における従事時間に係る規定を備考に追加する。（別表関係）

4 施行期日

令和8年1月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例
- (2) 令和7年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しについて（通知）

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

本規則第2条第1号において、週休日等に従事する場合、本規則第2条第1号で週休日等に特定の時間に従事した場合において、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第7条第2項第1号ア、イの業務については3時間以上、同号ウの業務については2時間以上を勤務として規定しているため、従事時間が2時間未満の特殊勤務手当は支給しない。

また、国通知では、日中4時間程度業務に従事した場合に支給することとなっているが、前段に記載した4時間未満の勤務に対応するため、従事時間が4時間未満であっても従来の規定を基に支給することとした。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

種類		支給額	従事時間	調整率
特殊業務手当	条例第7条第2項第1号アに掲げる業務（週休日等に従事する場合を除く。）	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	7時間45分未満	50/100
			7時間45分以上	100/100
	条例第7条第2項第1号アに掲げる業務（週休日等に従事する場合	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員	4時間未満	50/100
			4時間以上	100/100

に限る。)	委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)		
条例第7条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 を除く。)	8,000円	7時間45分 未満	50/100
		7時間45分 以上	100/100
条例第7条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第7条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 を除く。)	8,000円	4時間未満	25/100
		4時間以上 7時間45分 未満	50/100
		7時間45分 以上	100/100
条例第7条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第7条第	5,100円	7時間45分	50/100

	2 項第 2 号に掲げる業務		未満	
			7 時間 45 分以上	100/100
	条例第 7 条第 2 項第 3 号に掲げる業務	5,100円	7 時間 45 分未満	360/510
			7 時間 45 分以上	100/100
	条例第 7 条第 2 項第 4 号に掲げる業務	3,600円	4 時間未満	20/36
			4 時間以上	100/100
教育業務連絡指導手当		200円		

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成29年静岡市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>新設</u></p>	<p>○静岡市立小学校及び中学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則</p> <p>別表（第4条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u></p>

【別記1】

現行

種類	支給額	従事時間	調整率
条例第7条第2項第1号アに掲げる業務	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	7時間 45分未満	50/100
		7時間 45分以上	100/100
条例第7条第2項第1号イに掲げる業務	7,500円	7時間 45分未満	50/100
		7時間 45分以上	100/100
条例第7条第2項第1号ウに掲げる業務	7,500円	4時間未満	25/100
		4時間以上7時間 45分未満	50/100
条例第7条第2項第2号に掲げる業務	5,100円	7時間 45分未満	50/100
		7時間 45分以上	100/100
条例第7条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間 45分未満	360/510
		7時間 45分以上	100/100

	条例第7条第2 項第4号に掲げ る業務	3,600円	4時間未満	20/36
			4時間以上	100/100
教育業務連絡指導手当		200円		
多学年学級担当 手当	3の学年の児童 又は生徒で編成 されている学級 における授業又 は指導	350円		
	2の学年の児童 又は生徒で編成 されている学級 における授業又 は指導	290円		

改正案

種類	支給額	従事時間	調整率	
特殊業務手当	条例第7条第2 項第1号アに掲 げる業務（週休 日等に従事する 場合を除く。）	8,000円（被害が特に甚大 な非常災害（教育委員会の 定めるものに限る。）の際 に、心身に著しい負担を与 えると教育委員会が認め る業務に従事した場合に あつては、当該額にその 100分の100に相当する額 を加算した額）	7時間45分未 満	50/100
			7時間45分以 上	100/100
	条例第7条第2 項第1号アに掲 げる業務（週休 日等に従事する 場合に限る。）	8,000円（被害が特に甚大 な非常災害（教育委員会の 定めるものに限る。）の際 に、心身に著しい負担を与 えると教育委員会が認め る業務に従事した場合に	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100	

	あつては、当該額にその 100分の100に相当する 額を加算した額)		
条例第7条第 2項第1号イ に掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 を除く。)	8,000円	7時間45分 未満	50/100
		7時間45分 以上	100/100
条例第7条第 2項第1号イ に掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第7条第 2項第1号ウ に掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 を除く。)	8,000円	4時間未満	25/100
		4時間以上 7時間45分 未満	50/100
		7時間45分 以上	100/100
条例第7条第 2項第1号ウ に掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第7条第 2項第2号に	5,100円	7時間45分 未満	50/100

	掲げる業務		7 時間 45 分 以上	100/100
	条例第 7 条第 2 項第 3 号に 掲げる業務	5,100円	7 時間 45 分 未満	360/510
			7 時間 45 分 以上	100/100
	条例第 7 条第 2 項第 4 号に 掲げる業務	3,600円	4 時間未満	20/36
			4 時間以上	100/100
教育業務連絡指導手当		200円		

**静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正
について**

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月19日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村百見
(教育委員会事務局教育局教職員課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 法改正を踏まえ、本規則で定める高等学校の教育職員等の特殊勤務手当の規定について、所要の改正を行う。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()		
審査・協議	第号		〔部会〕	了承	・ 一部修正	・ 継続	・ 取下げ
電子起案	未	・ 済	〔委員会〕	付議	・ 報告		

例規概要説明書（教育局教職員課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

本規則において、静岡市立の高等学校に勤務する教育職員に支給する特殊勤務手当の額を定めている。

当該手当は、国から支給される義務教育費国庫負担金をもとに支給しており、支給要件については、国が定める当該負担金の算定方法に準拠している。

国通知（令和7年8月12日付け）により、教師に優れた人材を確保するため、教職がより魅力ある職となるよう教職の重要性を踏まえつつ、職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図ることが重要であることを鑑み、令和8年1月1日から当該負担金の算定方法が見直されたため、本規則においても所要の改正を行う。

3 制定改廃の概要

- （1）静岡市教育職員の給与に関する条例第8条第2項第1号に係る特殊業務手当の支給額を8,000円に引き上げる。（別表関係）
- （2）週休日等における従事時間に係る規定を備考に追加する。（別表関係）

4 施行期日

令和8年1月1日

5 関係法令、条例等

- （1）静岡市教育職員の給与に関する条例
- （2）令和7年度予算における教員給与の見直しに係る義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しについて（通知）

6 法的に検討した事項

なし

7 その他特記事項

本規則第2条第1号において、週休日等に特定の時間に従事した場合において、静岡市教育職員の給与に関する条例第8条第2項第1号ア、イの業務については3時間以上、同号ウの業務については2時間以上を勤務として規定しているため、従事時間が2時間未満の特殊勤務手当は支給しない。

また、国通知では、日中4時間程度業務に従事した場合に支給することとなっているが、前段に記載した4時間未満の勤務に対応するため、従事時間が4時間未満であっても従来の規定を基に支給することとした。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 中 村 百 見

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表（第5条関係）

種類		支給額	従事時間	調整率
特殊業務手当	条例第8条第2項第1号アに掲げる業務（週休日等に従事する場合を除く。）	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	7時間45分未満	50/100
			7時間45分以上	100/100
	条例第8条第2項第1号アに掲げる業務（週休日等に従事する場合に限る。）	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額に	4時間未満	50/100
			4時間以上	100/100

	その100分の100に相当する額を加算した額)		
条例第8条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 を除く。)	8,000円	7時間45分未 満	50/100
		7時間45分以 上	100/100
条例第8条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 を除く。)	8,000円	4時間未満	25/100
		4時間以上7 時間45分未満	50/100
		7時間45分以 上	100/100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に 従事する場合 に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第8条第2項第2号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未 満	50/100
		7時間45分以 上	100/100

条例第 8 条第 2 項第 3 号に掲げる業務	5,100円	7 時間45分未満	360/510
		7 時間45分以上	100/100
条例第 8 条第 2 項第 4 号に掲げる業務	3,600円	4 時間未満	20/36
		4 時間以上	100/100
条例第 8 条第 2 項第 5 号に掲げる業務	900円	7 時間45分未満	50/100
		7 時間45分以上	100/100
教育業務連絡指導手当	200円		

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

静岡市立の高等学校教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○静岡市立の高等学校教職員の特殊勤務手当に関する規則 別表第1（第5条関係） 【別記1 参照】 新設</p>	<p>○静岡市立の高等学校教職員の特殊勤務手当に関する規則 別表（第5条関係） 【別記1 参照】 附 則 (施行期日) この規則は、令和8年1月1日から施行する。</p>

【別記1】

現行

種類	支給額	従事時間	調整率
条例第8条第2項第1号アに掲げる業務	8,000円(被害が特に甚大な非常災害(教育委員会 の定めるものに限る。)の 際に、心身に著しい負担 を与えると教育委員会が 認める業務に従事した場 合にあつては、当該額に その100分の100に相当 する額を加算した額)	7時間45分未 満	50/100
		7時間45分以 上	100/100
条例第8条第2項第1号イに掲げる業務	7,500円	7時間45分未 満	50/100
		7時間45分以 上	100/100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務	7,500円	4時間未満	25/100
		4時間以上7 時間45分未 満	50/100
		7時間45分以 上	100/100
条例第8条第2項第2号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未 満	50/100
		7時間45分以 上	100/100
条例第8条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未 満	360/510
		7時間45分以 上	100/100
条例第8条第2項第4号に掲げる業務	3,600円	4時間未満	20/36
		4時間以上	100/100

	条例第8条第2項第5号に掲げる業務	900円	7時間45分未満	50/100
			7時間45分以上	100/100
教育業務連絡指導手当		200円		

改正案

別表（第5条関係）

種類	支給額	従事時間	調整率
条例第8条第2項第1号アに掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会 の定めるものに限る。）の 際に、心身に著しい負担 を与えると教育委員会が 認める業務に従事した場 合にあっては、当該額に その100分の100に相当す る額を加算した額）	7時間45分未満 7時間45分以上	50/100 100/100
条例第8条第2項第1号アに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会 の定めるものに限る。）の 際に、心身に著しい負担 を与えると教育委員会が 認める業務に従事した場 合にあっては、当該額に その100分の100に相当す る額を加算した額）	4時間未満 4時間以上	50/100 100/100
条例第8条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円	7時間45分未満 7時間45分以上	50/100 100/100

条例第8条第2項第1号イに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に従事する場合を除く。)	8,000円	4時間未満	25/100
		4時間以上7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
条例第8条第2項第1号ウに掲げる業務 (週休日等に従事する場合に限る。)	8,000円	4時間未満	50/100
		4時間以上	100/100
条例第8条第2項第2号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
条例第8条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未満	360/510
		7時間45分以上	100/100
条例第8条第2項第4号に掲げる業務	3,600円	4時間未満	20/36
		4時間以上	100/100
条例第8条第2項第5号に掲げる業務	900円	7時間45分未満	50/100
		7時間45分以上	100/100
教育業務連絡指導手当	200円		

報告第10号

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和7年12月19日提出

静岡市教育委員会

教育長 中村百見

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙諮問書のとおり
- 2 報告理由 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問することを報告する。

07 静教教児第 号

令和7年12月 日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静岡市教育委員会

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について、別紙のとおり変更することが適当であるか貴審議会へ諮問します。

記

1 知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理 由)

令和8年度知的障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理 由)

令和8年度自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

3 学びの多様化学校の通学区域の設定について

(理 由)

令和8年度学びの多様化学校の新設に伴い、学びの多様化学校の通学区域の設定があるため。

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立清水三保第一小学校に新設し、静岡市立清水三保第一小学校（知）及び静岡市立清水三保第二小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第一小学校	静岡市立清水三保第一小学校
		静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立番町小学校に新設し、静岡市立番町小学校（自・情）及び静岡市立新通小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校及び静岡市立新通小学校	静岡市立番町小学校	静岡市立番町小学校
		静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校

- (2) 静岡市立安西小学校に新設し、静岡市立安西小学校（自・情）及び静岡市立井宮小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及び静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校	静岡市立安西小学校
		静岡市立井宮小学校	静岡市立井宮小学校

- (3) 静岡市立服織西小学校に新設し、静岡市立服織小学校（自・情）及び静岡市立服織西小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校、静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小学校、静岡市立南藁科小学校及び静岡市立大	静岡市立服織小学校	静岡市立服織小学校及び静岡市立南藁科小学校
		静岡市立服織西小学校	静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小

	<u>川小学校</u>		<u>学校及び静岡市立大川小学校</u>
--	-------------	--	----------------------

(4) 静岡市立清水袖師小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）及び静岡市立清水袖師小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校、 <u>静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校</u>	静岡市立清水辻小学校	静岡市立清水辻小学校
		<u>静岡市立清水袖師小学校</u>	<u>静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校</u>

(5) 静岡市立清水小学校に新設し、静岡市立清水小学校（自・情）及び静岡市立清水不二見小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	<u>静岡市立清水小学校</u> 及び静岡市立清水不二見小学校	<u>静岡市立清水小学校</u>	<u>静岡市立清水小学校</u>
		静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

3 学びの多様な学校の開設に伴う通学区域の設定

(1) 静岡市立末広中学校に新設し、静岡市立末広中学校（多様化）の通学区域を設定する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
—	—	<u>静岡市立末広中学校</u>	<u>市内全域の静岡市立中学校</u>

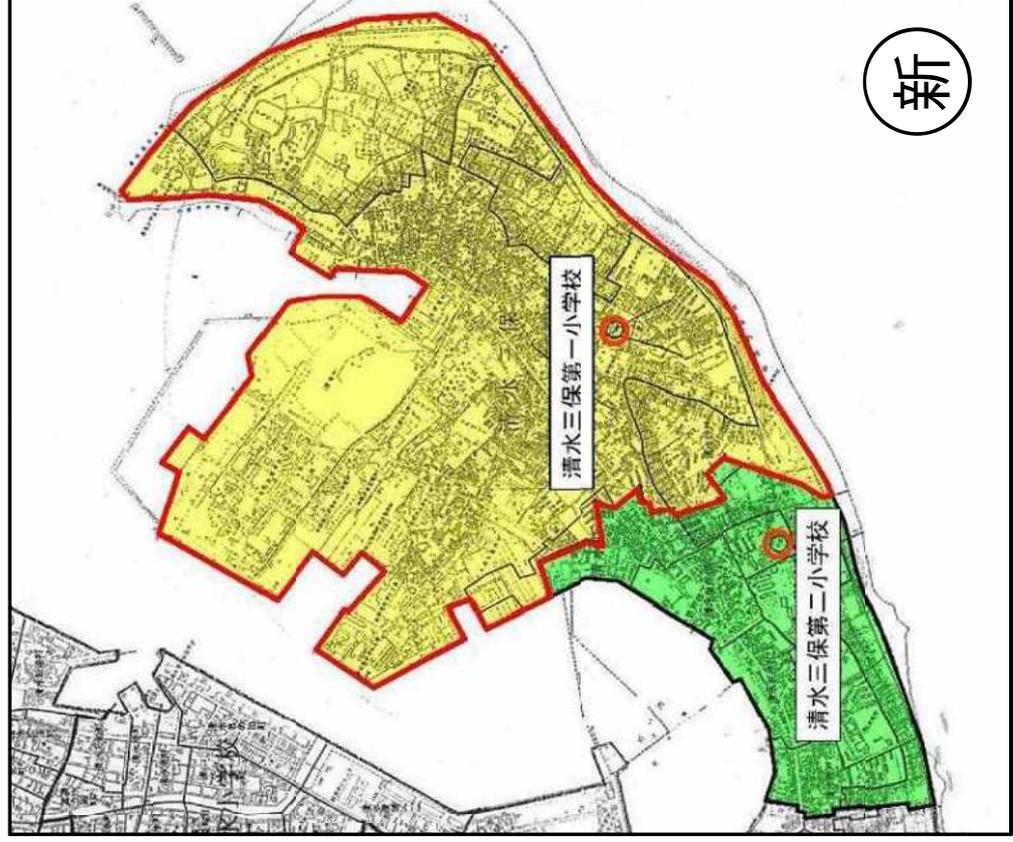
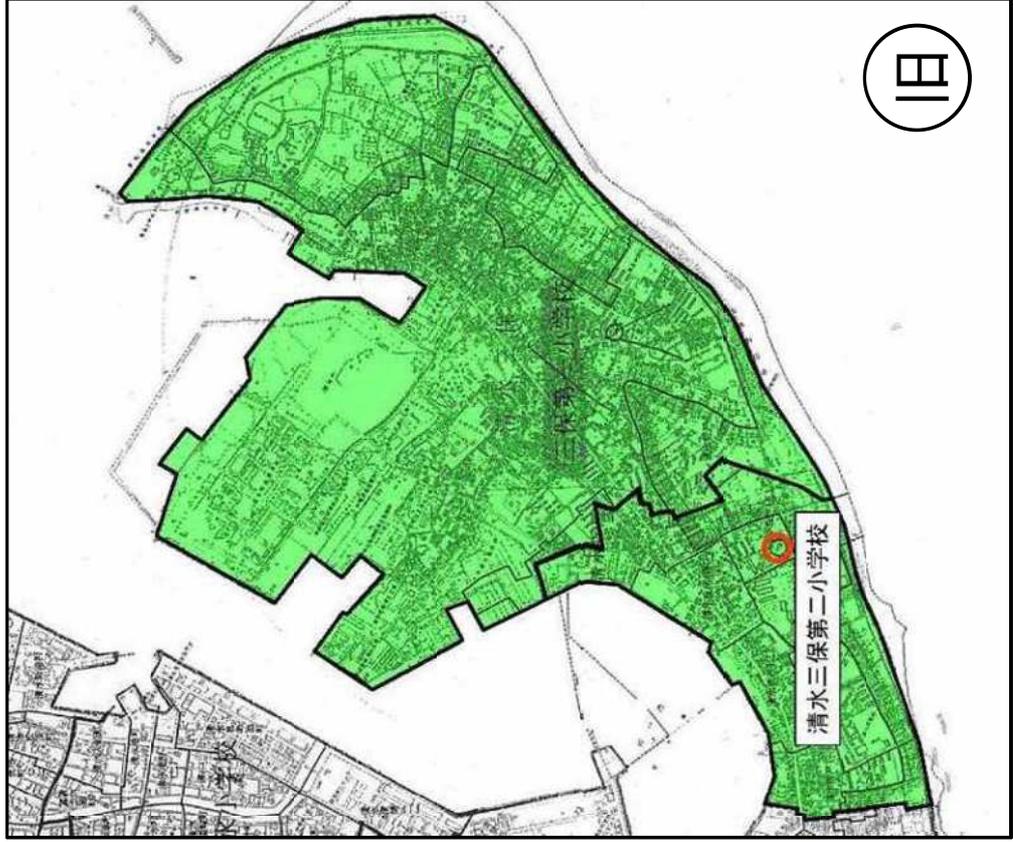
4 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

5 施行日 令和8年4月1日

清水三保第一小（知）の新設
(清水三保第二小（知）の通学区域から分かれる)

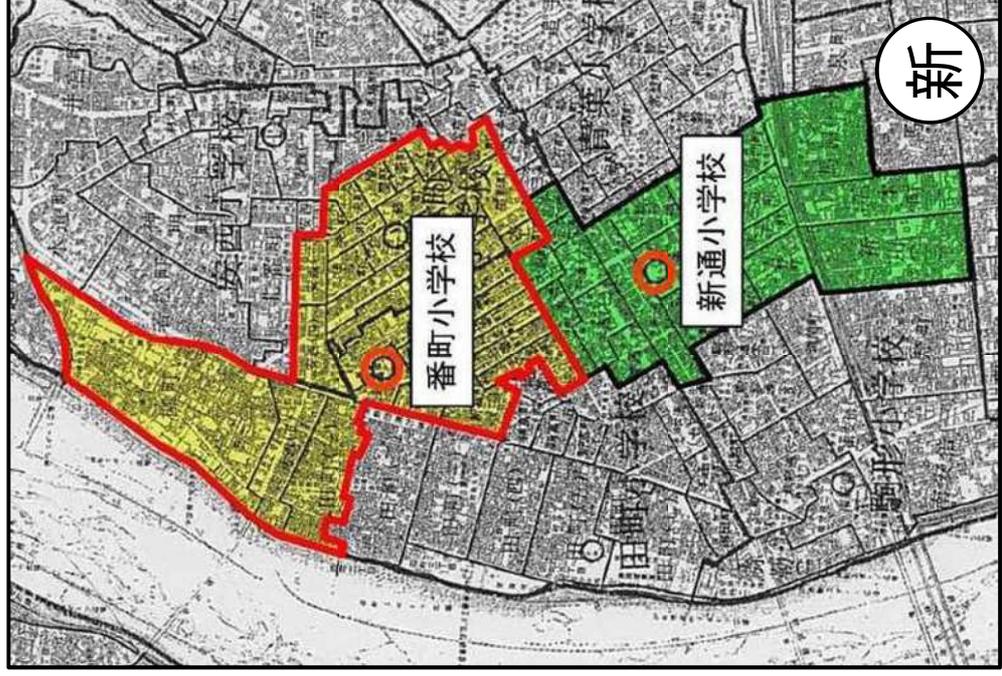
地図①



番町小（自・情）の新設

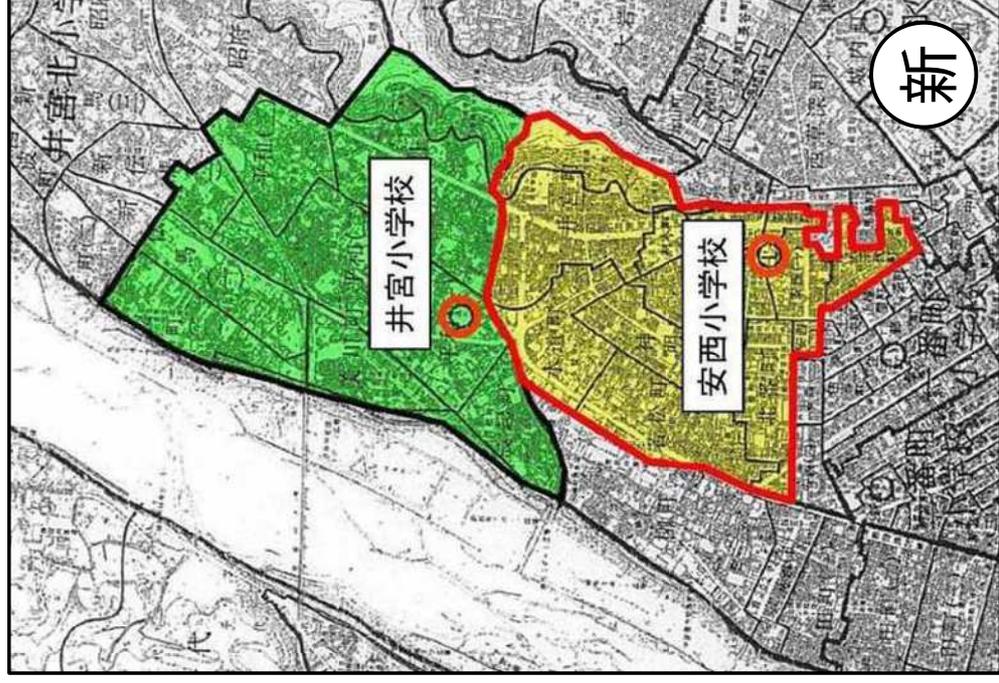
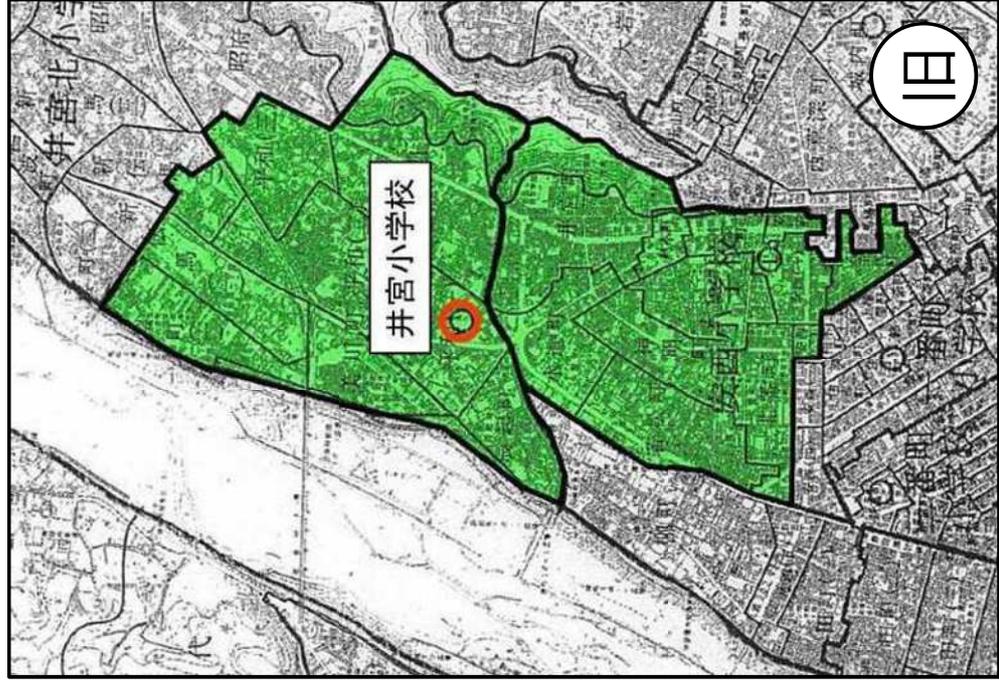
(新通小（自・情）の通学区域から分かれる)

地図②



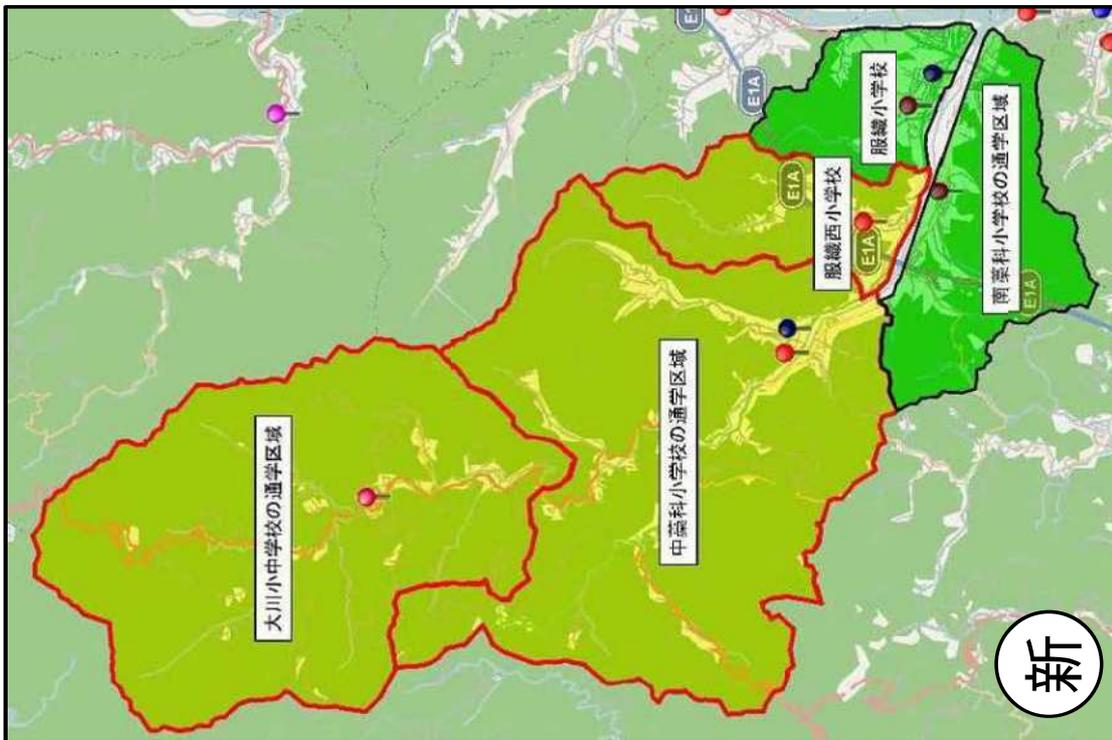
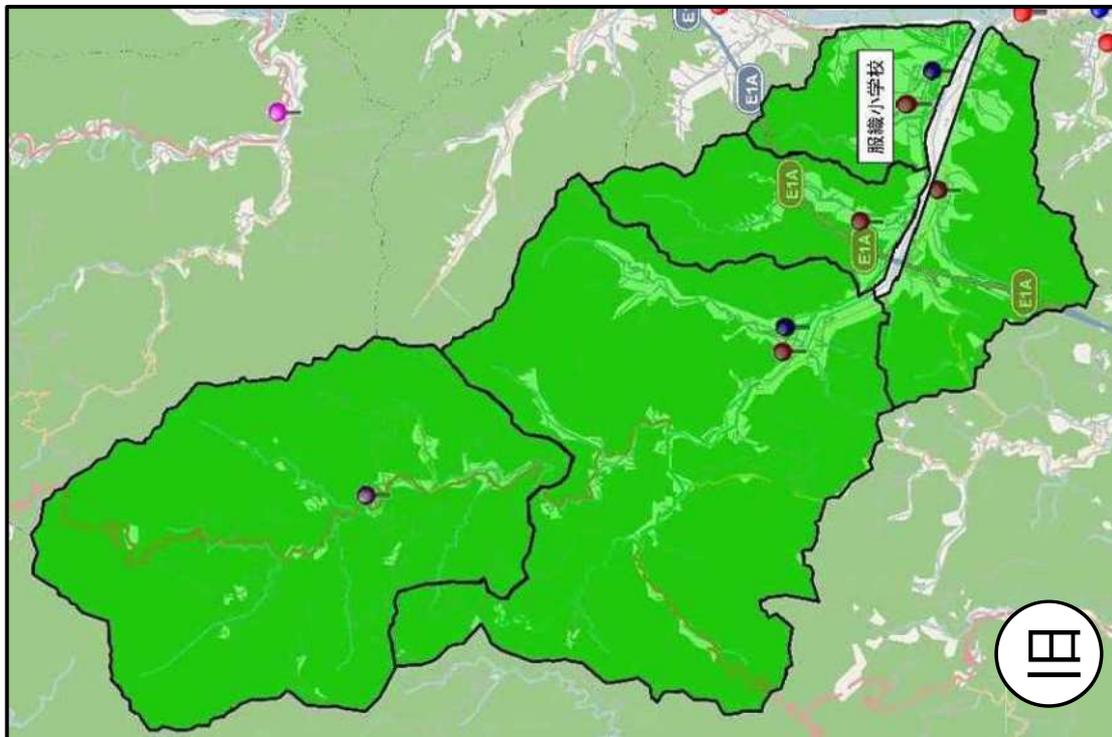
安西小（自・情）の新設
(井宮小（自・情）の通学区域から分かれる)

地図③



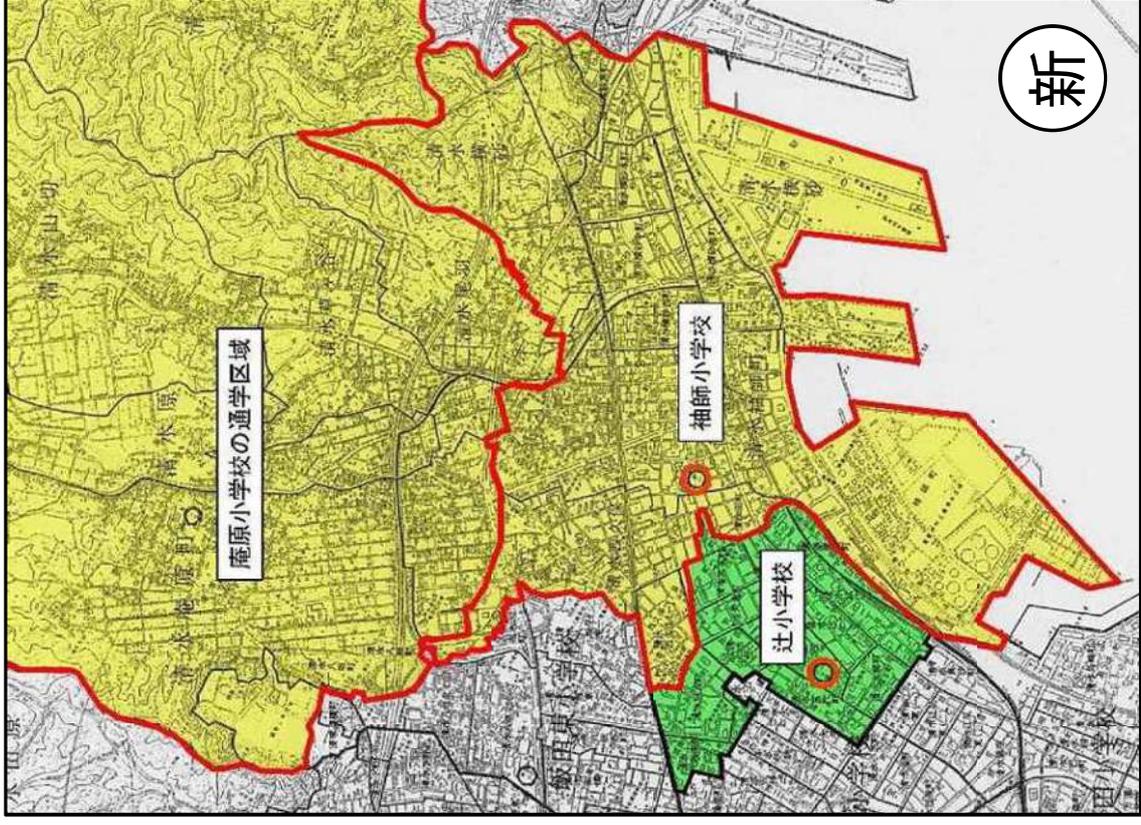
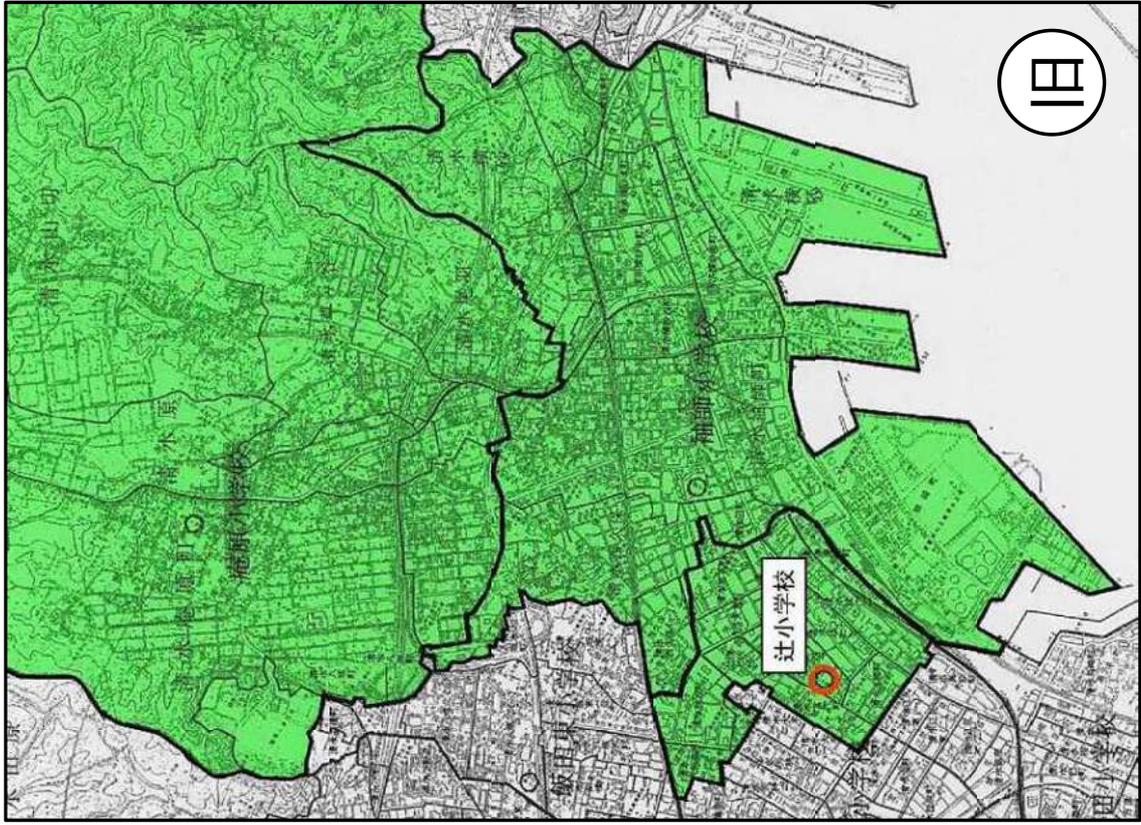
地図④

服織西小(自・情)の新設
(服織小(自・情)の通学区域から分かれる)



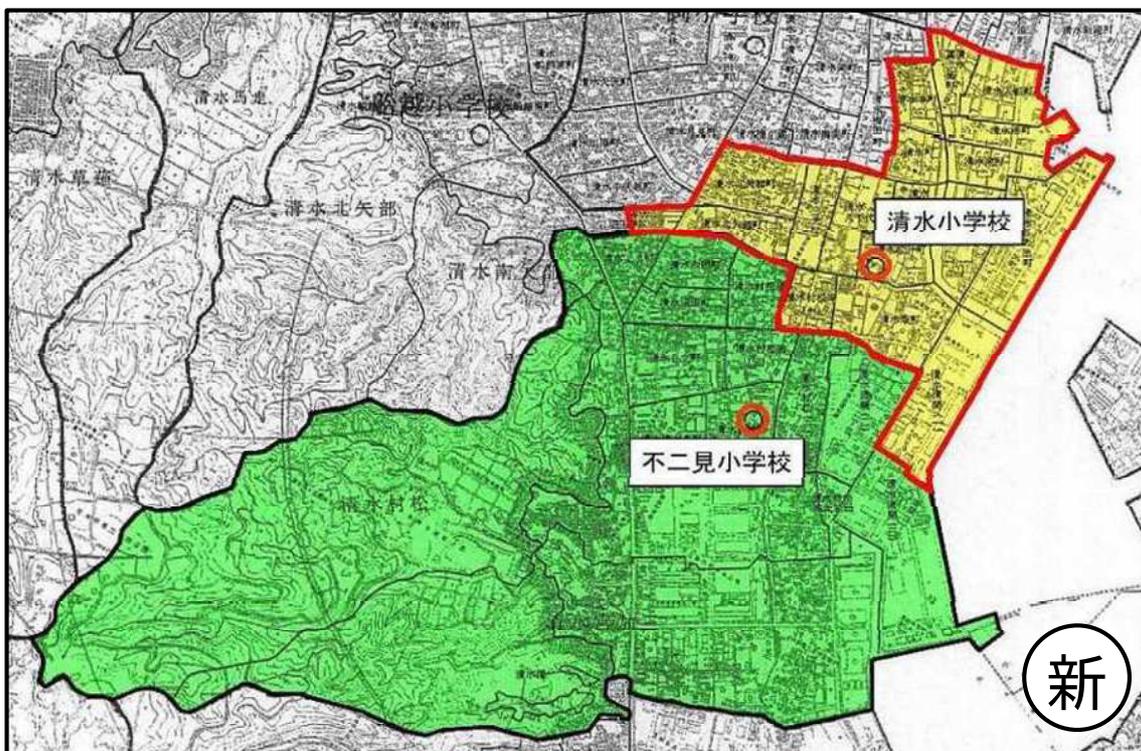
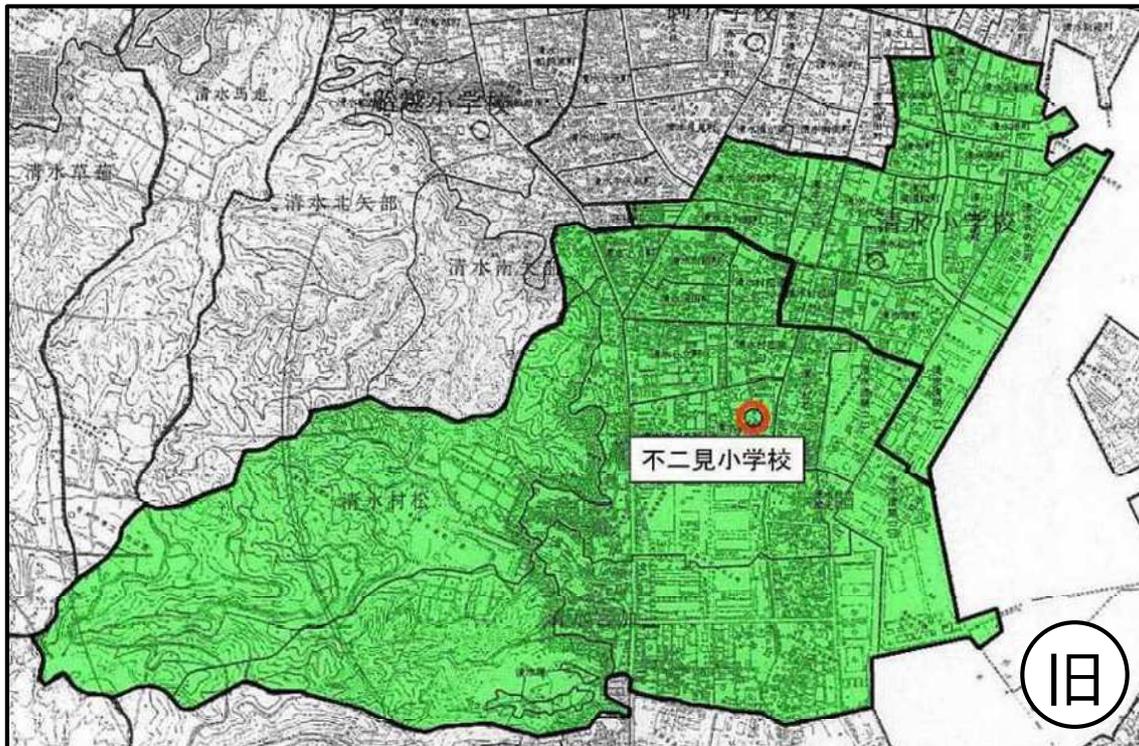
清水袖師小（自・情）の新設
（清水辻小（自・情）の通学区域から分かれる）

地図⑤



地図⑥

清水小（自・情）の新設
（清水不二見小（自・情）の通学区域から分かれる）



静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱

(通学区域の設定)

第3条 通学区域は、別表第1の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校の区分に応じ、同表の通学区域の欄に掲げる区域とする。

(指定学校の指定)

第4条 教育長は、政令第5条第2項の規定により、別表第1の通学区域の欄に掲げる児童等が現に居住している区域の区分に応じ、同表の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、教育長は、前項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校（以下「標準指定学校」という。）に代えて、別表第2の標準指定学校の欄に掲げる標準指定学校の区分に応じ、同表の指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

(指定学校の変更)

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長は、別表第3の変更の事由の欄に掲げる変更の事由のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、政令第8条の規定による保護者の申立てにより、当該児童等に係る指定学校を、同表の変更の事由の欄に掲げる変更の事由の区分に応じ、同表の指定することができる学校の欄に定める小学校又は中学校に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、当該児童等に係る指定学校を、同項の規定により指定学校として指定することができる小学校又は中学校を標準指定学校とみなした場合に前条第2項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校に変更することができる。

別表第2（第4条関係）

1 知的障害特別支援学級

（1）小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級

（1）小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立番町小学校、静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校
静岡市立安西小学校及び静岡市立井宮小学校	静岡市立井宮小学校
静岡市立服織小学校、静岡市立服織西小学校、静岡市立中藁科小学校、静岡市立南藁科小学校及び静岡市立大川小学校	静岡市立服織小学校
静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水辻小学校
静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

報告第11号

令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について

令和8年度全国学力・学習状況調査への参加について、次のとおり報告する。

令和7年12月19日提出

静岡市教育委員会
教育長 中村百見
(教育委員会事務局教育局学校教育課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室からの調査実施の連絡を受け、令和8年度全国学力・学習状況調査へ参加することとしたため、報告する。

令和8年度全国学力・学習状況調査の参加について

学校教育課

1 調査実施の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況との比較を通して本市の結果を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

2 令和8年度の調査について

(1) 日程

	日	調査内容	方法
①	令和8年4月23日(木)	教科に関する調査 (小学校国語・算数、中学校国語・数学)	紙冊子
②	令和8年4月20日(月) ～4月23日(木)	教科に関する調査(中学校英語) 「聞くこと」「読むこと」「書くこと」	CBT ※1
③	令和8年4月24日(金) 又は4月27日(月)	教科に関する調査(中学校英語) 「話すこと」(当日実施校)	CBT
④	令和8年4月28日(火) ～5月29日(金)	教科に関する調査(中学校英語) 「話すこと」(期間内実施校)	CBT
⑤	令和8年4月24日(金) ～5月8日(金)	児童質問調査(学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等)	CBT
⑥	令和8年4月20日(月) ～4月23日(木)	生徒質問調査(学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等)	CBT
⑦	令和8年4月1日(水) ～4月17日(金)	学校質問調査(学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備状況等)	オンライン

※1 Computer-based Testing の略

(2) 対象者と校数

- ア 小学校6年生・・・77校
イ 中学校3年生・・・41校 } ※2 ※2 井川小中学校は当該学年の在籍者なし

(3) 令和8年度調査の特徴(令和7年度調査との変更点)

中学校英語をCBTで実施

(4) 事前検証について

- ア 目的 WEB上での中学校英語の問題の閲覧、解答等を正常に行えるかなど、ICT環境・ヘッドセット・操作の確認を行う。
- イ 実施日 令和8年2月～3月の任意の日
- ウ 対象者 令和8年度調査で中学校英語を実施する全生徒(令和7年度の中学2年生)
- エ 実施内容 対象者全員が、4月の調査当日に近い環境でサンプル問題に取り組む。(資料参照)

3 今後のCBT化について

	令和8年				令和9年以降
小学校	紙	国語・算数	CBT	児童質問・学校質問	全てCBT
中学校	紙	国語・数学	CBT	英語・生徒質問・学校質問	

全国学力・学習状況調査CBTサンプル問題

令和8年度 中学校英語「読むこと」

画面右下の → ボタンをクリックして解答をはじめましょう。



問題一覧

開始画面

「読むこと」
問題 1

問題

1

2

i

正答例

i

あなたは、友達のリチャード (Richard) から次の【メール】を受け取りました。【メール】を読んで、その情報を基に、右の【4つのイベント】のうちリチャードにおすす
めのイベントとして最も適切なものを、下の<解答欄>の1から4までの中から1つ選びなさい。タブを選択しただけでは、解答したことはありません。

【メール】

Events on the Weekend

Date: April 13, 2023 18:45

From: David

Hello. How are you?
I'm excited to stay at your house this weekend.

I hear your town has some events on the weekend. I want to join one of them with you. Which event is the best? We both love sports, music, and cooking, right? Let's choose from among them.

I will arrive on Saturday afternoon. I have to leave before 4 p.m. on Sunday because I will have dinner with my family.

I'm looking forward to seeing you soon.

【4つのイベント】(下の番号を選ぶとタブを切り替えます)

1 2 3 4

Rugby Game



Date & Time
Saturday, April 15
9:30 a.m. - 11:30 a.m.

Place
Midea Park

Let's watch together!

<解答欄>

- 1 Rugby Game
- 2 Flower Market
- 3 City Orchestra
- 4 "Cook & Eat"

【選択】タブを切り替え、
各イベントの情報（下の
点線内）を読み、解答
欄から選択する

1 2 3 4

Flower Market



Date & Time
Saturday, April 15
9:00 a.m. - 4:00 p.m.

Place
Hikari Garden

(注) Market: マーケット

You can buy beautiful flowers!

1 2 3 4

City Orchestra



Date & Time
Sunday, April 16
1:00 p.m. - 3:00 p.m.

Place
Tsubomi Hall

(注) Orchestra: オーケストラ

You can enjoy a wonderful performance!

1 2 3 4

"Cook & Eat"



Date & Time
Sunday, April 16
4:00 p.m. - 7:00 p.m.

Place
Cooking Room "Wakaba"

Let's enjoy cooking and eating!

問題一覧

開始画面



問題

1

2

i

正答例



「読むこと」
問題 2

次の①、②について、に入れるのに最も適切な語を、下の<選択肢>の中からそれぞれ1つ選び、に移動させなさい。

① Let's play tennis tomorrow. it's sunny.

<選択肢>

and

if

but

or

【選択】選択肢の単語を移動させて解答する

② I saw a friend of mine at the station. I had no time to talk to him.

<選択肢>

if

or

but

because



全国学力・学習状況調査 C B T サンプル問題

令和8年度 中学校英語「書くこと」

画面右下の ボタンをクリックして解答をはじめましょう。



問題一覧

開始画面

「書くこと」
問題 1

問題

1

2

i

正答例

i

ブラウン先生 (Mr. Brown) に質問をし、分かったことを下の【表】にまとめました。【表】を見て、①ブラウン先生が住んでいる場所 ②ブラウン先生が好きな食べ物、例を参考にしながら、それぞれ英文 1 文で書きなさい。

【表】

例	ブラウン先生の出身国	カナダ (Canada)
①	ブラウン先生が住んでいる場所	めぐさき市 (Megaki City)
②	ブラウン先生が好きな食べ物	おにぎり (onigiri)

<解答欄> ※半角で入力してください。

例 Ms. Brown comes from Canada.

①

②

【記述】キーボード入力等で解答する



問題一覧

開始画面

「書くこと」
問題 2

問題

1

2

i

正答例

i

あなたの学校では、【学校の英語版ウェブサイト】を公開しています。あなたは、そのサイトに学校行事を紹介する文章を掲載することになりました。学校行事の中から紹介したいものを 1 つ取り上げ、「いつ行われるか」と、「どのようなことをするのか」を 15 語以上 30 語以内の英語で書きなさい。なお、学校行事は下の【例】を参考にしても構いません。

【学校の英語版ウェブサイト】



【例】

- ・文化祭 (the school festival)
- ・体育祭 (the sports festival)
- ・音楽祭 (the music festival)
- ・修学旅行 (the school trip)
- ・職場体験 (the work experience)
- ・その他

<解答欄> ※半角で入力してください

0 / 最大999 単語

【記述】キーボード入力等で解答する

入力した単語数が表示される



全国学力・学習状況調査CBTサンプル問題

令和8年度 中学校英語「聞くこと」

画面右下の  ボタンをクリックして解答をはじめましょう。



問題一覧

開始画面

**「聞くこと」
問題 1**

問題

1 2 3 i

正答例

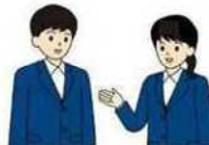
i

<問題文>

次の会話を聞いて、子ニス郎が学校で練習する曜日を、下の1から4までの中から2つ選びなさい。

 ← 再生ボタンを押してください

【友達同士の会話】



<解答欄> 解答は2つ選びなさい。

2個選択してください

1 Monday 2 Friday 3 Saturday 4 Sunday

【複数選択】音声を聞き、質問に対する答えを2つ選択する



問題一覧

開始画面

問題

1 2 3 i

正答例

i

再生ボタンを押してください

再生ボタンをクリックして音声を聞く

＜問題文＞
あなたはイングリッシュキャンプに参加しています。これから、2班のリーダーとして明日のバーベキューパーティーについて説明を聞くところです。説明を聞いたあと、質問が放送され、4つの選択肢が表示されます。質問の答えとして最も適切なものを、1から4までの中から1つ選びなさい。必要に応じてメモを取っても構いません。

＜解答欄＞

1
 2
 3
 4

【質問】
What is your group's job at the barbecue party?

【4つの選択肢】

1. To tell your group members about your group's job.
2. To make the fire and cook rice.
3. To cut the vegetables and the meat.
4. To cut the vegetables and set the tables.

© 2013 - 2025 - 2024.08 LTS - Open Assessment Technologies S.A. - All rights reserved.

問題一覧

開始画面

問題

1 2 3 i

正答例

i

再生ボタンを押してください

再生ボタンをクリックして音声を聞く

＜問題文＞
あつしが関心のある国や地域について、スピーチをします。スピーチを聞いた後に、あつしが見せた【3枚のスライド】が表示されます。あつしが選んだ題に並ぶように、1番目、2番目、3番目に入るスライドを、それぞれ1つずつ選びなさい。必要に応じてメモを取っても構いません。

＜解答欄＞

1番目 2番目 3番目

選択肢から選ぶ
— 選ばない —
スライドA
スライドB
スライドC

【3枚のスライド】

スライドA スライドB スライドC

【選択】音声を聞いた後、3枚のスライド（下の点線内）が表示され、プルダウンから選択する

© 2013 - 2025 - 2024.08 LTS - Open Assessment Technologies S.A. - All rights reserved.

問題一覧

開始画面



問題



正答例



「読むこと」
「書くこと」
「聞くこと」
終了ページ

< これで問題は終わりです >

この問題プログラムは本番用ではないので、次のページに進むと正答例が表示されます。（次のページに進むと問題ページに戻ることはできませんので、注意してください。）

また、正答例の右下にある **終了** を押すと、今回の解答が記録され、「テスト結果を見る」よりいつでも確認できるようになります。

※令和8年4月からの全国学力・学習状況調査の本番時には、MEXCBT上で自分の解答や正答例の確認はできません。



全国学力・学習状況調査CBTサンプル問題

令和8年度 中学校英語「話すこと」

画面右下の **→** ボタンをクリックして解答をはじめましょう。

※「話すこと」は、前の問題に戻れない設定のため、未解答で次のページに進まないよう注意してください。



【「話すこと」解答の進め方】

問題開始前
の本ページで、
「話すこと」の
解答の進め方
を説明



令和8年度全国学力・学習状況調査 CBT サンプル問題 (中学校英語) 正答例

令和7年10月
文部科学省・国立教育政策研究所

- 【読むこと】**
 サンプル問題1 解答 「3」
 サンプル問題2 解答 ① if ② but
- 【書くこと】**
 サンプル問題1 解答例 ① Ms. Brown lives in Mebuki City.
She lives in Mebuki City.
② Ms. Brown likes onigiri.
She likes onigiri.
 サンプル問題2 解答例 Our school has the school festival in October. In the festival, we have the chorus contest. We enjoy singing with classmates.
(21 語)
- 【聞くこと】**
 サンプル問題1 解答 「1」と「2」
 サンプル問題2 解答 「3」
 サンプル問題3 解答 1 番目→「スライドB」
2 番目→「スライドC」
3 番目→「スライドA」
- 【話すこと】**
 サンプル問題1 解答例 I get home at seven thirty.
 サンプル問題2 解答例 I watch TV.
 サンプル問題3 解答例 I want to be a pianist in the future. I practice playing the piano every day.
 サンプル問題4 解答例 1) I think so too. Video is better than pictures because it has sound.
 解答例 2) I don't think so. Pictures are better because we can write some comments with the pictures.

「話すこと」
問題 1

<問題文>

この問題は(1)と(2)の2問あります。この問題では、話す準備をする時間はありません。

あなたは、放課後に留学生のジムと話しているところです。留学生のジムがあなたに質問をします。

(1)下のイラストを見て、質問に対して英語で答えましょう。【解答時間 20秒】

(2)【録音】動画を視聴した後、録音して解答する

(1)再生ボタンをクリックして動画を視聴する



「話すこと」
問題 2

<問題文>

この問題は(1)と(2)の2問あります。この問題では、話す準備をする時間はありません。

あなたは、放課後に留学生のジムと話しているところです。留学生のジムがあなたに質問をします。

(2)下のイラストを見て、質問に対して英語で答えましょう。【解答時間 20秒】

(2)【録音】動画を視聴した後、録音して解答する

(1)再生ボタンをクリックして動画を視聴する



「話すこと」
問題3

<問題文>

あなたの学校で、海外のあるテレビ局が「世界の子供たちの夢」というテーマで番組を収録しています。そこでレポーターから「あなたの将来の夢」と、「そのためにがんばっていることは何か」という質問を受けました。質問に対して、あなた自身のことについて、英語で答えましょう。



(3)【録音】考える時間が1分間経過した後、録音して解答する

再生ボタンを押してください

(1)再生ボタンをクリックして動画を視聴する

【考える時間 1分】

【解答時間 30秒】

(2)動画を視聴した後、話す内容を1分間で考える



「話すこと」
問題4

<問題文>

あなたは、英語の授業で、友達と「思い出せる方法」について話し合っています。友達の発表を聞き、その内容を基に「あなたの考え」と、「なぜそう考えるのか」を英語で伝えましょう。



(3)【録音】考える時間が1分間経過した後、録音して解答する

再生ボタンを押してください

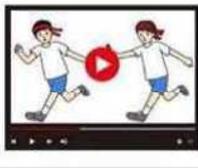
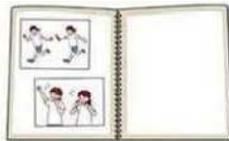
(1)再生ボタンをクリックして動画を視聴する

発表を聞く

考える【1分間】

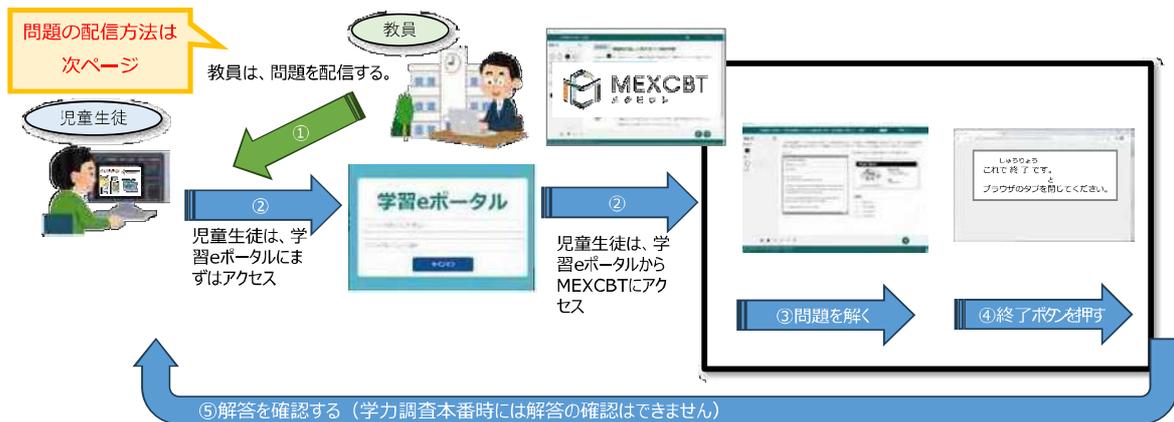
解答時間【30秒】

(2)動画を視聴した後、話す内容を1分間で考える



サンプル問題(中学校英語)をMEXCBT上で実施する際の一連の流れ 別添 2

- MEXCBTを活用して問題を解く際の基本的な流れは以下のとおり。
 - ① 開始前までに、教員は、問題を配信する。
 - ② 児童生徒は、学習eポータルからMEXCBTにアクセスする。
 - ③ 児童生徒は、問題を解く。
 - ④ 解答後、児童生徒は、終了ボタンを押して、解答を提出する。
 - ⑤ 児童生徒・教員は、解答を確認する。(※1)(※2)



(※1)サンプル問題は、自動採点される問題と、自己採点する問題があります (p.6参照)。

(※2)学力調査本番に向けて、音声解答が正常に登録できていることを確認してください。(p.7参照)。

1



【通常版】全国学力・学習状況調査CBTサンプル問題令和8年度 中学校英語「話すこと」- Section

問題：1/8

**「話すこと」
終了ページ**

< これで問題は終わりです >

この問題プログラムは本番用ではないので、次のページに進むと正答例が表示されます。

また、正答例の右下にある **終了** を押すと、今回の解答が記録され、

「テスト結果を見る」よりいつでも確認できるようになります。

(青色の再生ボタン **▶** より、録音した音声を再生できます。)

【画面イメージ】



※令和8年4月からの全国学力・学習状況調査の本番時には、MEXCBT上で自分の解答や正答例の確認はできません。

